

# 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター 指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 5 年 8 月

尼 崎 市

## ス ケ ジ ュ ー ル

募 集 要 項 の 配 付

本市ホームページ及び尼崎市役所障害福祉政策担当課窓口  
にて 令和5年8月3日（木）～10月2日（月）

申 請 受 付

令和5年8月3日（木）～10月2日（月）までの午前9時から正午  
及び午後1時から午後5時30分まで

説 明 会 及 び 施 設 見 学 会

令和5年9月8日（金）午前10時から（2時間程度）  
場所：尼崎市立身体障害者デイサービスセンター

面 接 審 査

令和5年10月上旬頃（4日の予定）  
日程等は、別途お知らせいたします。

選 定 結 果 通 知

令和5年11月

指 定 議 決

令和5年12月

引 継 ぎ

基本協定を締結した日から（令和6年2月～3月の予定）

指 定 管 理 開 始

令和6年4月

## 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者募集要項

尼崎市立身体障害者デイサービスセンター（以下「本件施設」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 及び尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年尼崎市条例第 21 号。以下「条例」という。）

（別紙 1）第 8 条（身体障害者デイサービスセンターの管理）の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとした。

については、条例第 9 条（指定管理者の指定の申請）及び第 10 条（指定管理者の選定）に基づき、本件施設の管理を行わせるに最適な法人を申請者のうちから選定し、尼崎市議会の議決を経て、指定管理者として指定することとし、その選定に当たって必要な事項についてこの要項で定めるもの。

本要項は、本件施設に係る指定の申請並びに管理を行うに当たって特に重要な事項を定めるものであり、本市指定管理者制度に共通するルール等については「尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（別紙 3）及び「指定管理施設における業務の評価（モニタリング評価）の手引き」（以下「手引き」という。）（別紙 4）に定めている。指定の申請に当たってはこれらの内容を十分に踏まえること。

### I 募集の概要

#### 1 施設の情報

名 称	尼崎市立身体障害者デイサービスセンター（以下「本件施設」という。）
設 置 目 的	在宅の心身障害者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、その自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図る施設として設置している。（条例第 2 条より）
所 在 地	尼崎市七松町 3 丁目 8 番 8 号
面 積	敷地面積 1,866.16 m <sup>2</sup> 、建築面積 826.63 m <sup>2</sup> 、建物延面積 1,249.58 m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上 2 階建ての全部
竣工年月日	平成 14 年 7 月 2 日（昭和 55 年 3 月に新築した「(旧) いぶきの家」を改修及び一部増築）
施設概要	食堂、厨房、相談室、介護室、浴室、日常生活室、事務室、プール、更衣室、会議室
そ の 他	

#### 2 主な管理の条件及び管理の基準等

##### (1) 管理の基本的な考え方

指定管理者は、本件施設を管理するに当たって、法令等を遵守するとともに、次に掲げる事項に沿って適正に管理を行わなければならない。

ア 本件施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。

- イ 利用者の平等な利用を図ること。
- ウ 管理運営経費の縮減など効率的な管理に努めること。
- エ 個人情報の適正な管理を行うこと。

(2) 市と指定管理者とのパートナーシップ

市と指定管理者は、対話を重ねること及び合意を基調とすることを原則として良好なパートナーシップを形成し、施設の目的及び目標を共有するとともに、互いを尊重し、対等な立場に立って、積極的に互いの強みを生かし合いながら、効果的・効率的かつ適正に取り組を進めるものとする。

(3) 主な管理の条件及び管理の基準

管理の条件及び基準に係る主な事項は次のとおりである。業務内容及び履行方法等については、参考資料「尼崎市立身体障害者デイサービスセンター管理業務実施要項（仕様書）」（別紙5）を確認のこと。

指定管理料	84,762千円（提案上限額）※
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）
指定管理者が行う業務	<p>事業内容及び定員</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20人（一日あたり）</li> </ul> <p>※ 対象は身体障害者</p> <p>(2) 室内温水プール事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員は特になし（プール内の混雑状況により適宜入場制限を行う。）</li> </ul> <p>(3) 市長が特に必要と認める事業</p> <p>-----</p> <p>条例第12条各号に掲げる以下の業務とする。（以下、条例抜粋）</p> <p>(1) 第4条に規定する事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 第6条に規定する利用の許可、その取消しその他センターの利用に関すること。</p> <p>(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p> <p>参考条文</p> <p>第4条 センターは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 身体障害者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を行う事業</p> <p>(2) 室内温水プール事業</p>

	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業 (利用の資格)</p> <p>第5条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 前条第1号の事業に係る利用 本市に居住する法第22条第8項に規定する受給者証の交付を受けている者又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項の規定による障害福祉サービス(生活介護に限る。)の提供を受けることとされた者及びこれらの者の介護を行う者</p> <p>(2) 前条第2号の事業に係る利用 本市に居住する身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳又は兵庫県知事から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるもの)の交付を受けている者</p> <p>(3) 前条第3号の事業に係る利用 市長がその都度定める者 (利用の許可)</p> <p>第6条 前条第1号の利用の場合を除き、センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>指定管理者に期待する事項</p>	<p>管理業務の実施に当たっては次の事項を期待する。</p> <p>(1) 常時介護が必要な方(障害支援区分5、6)にも通所による各種サービスの提供を継続することにより、その生活の維持向上等を図る。</p> <p>(2) 利用者の障害状況等に応じた各種サービスを安定かつ充実して実施する。</p>
<p>開館時間</p>	<p>(1) 生活介護事業 午前10時から午後3時(送迎に係る時間を除く。) ※対象は身体障害者</p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)</u></p> <p>第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。</p>

	<p>2～6 略</p> <p>7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。</p> <p><u>障害者総合支援法施行規則</u></p> <p>(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者)</p> <p>第二条の四 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。</p> <p>(法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第二条の五 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。</p> <p>(法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)</p> <p>第二条の六 法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。</p> <p>(2) 生活介護以外の事業 午前10時から午後4時(午後0時から午後1時までを除く。)</p>
休 館 日	<p>(1) 日曜日及び月曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日の翌日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)</p> <p>(3) 12月29日から翌年1月3日まで</p>
リスク分担	別表のとおり
ガイドライン記載以外の関係法令	<p>ガイドラインに記載のもの以外で、本件施設の管理に当たって遵守すべき法令は次のとおりである。(任意)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則</li> <li>・ 身体障害者福祉法及び同法施行令</li> <li>・ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準</li> <li>・ 障害者総合支援法、同法施行令及び同法施行規則</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</li> <li>・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に</li> </ul>

	関する基準 ・その他の関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）
--	--

※各年度の指定管理料は、市の予算の範囲内で別途協議し、その支払方法等と併せて会計年度ごとに締結する協定（年度協定）で定める。

### 3 応募資格等

#### (1) 応募できる者

次に掲げる社会福祉事業のいずれかを指定申請時に行っている社会福祉法人（以下「申請法人等」という。で、指定期間中、本件施設の管理運営を円滑かつ安定して実施できると認められる者。ただし、契約を締結する能力を有しない申請法人等を除く。

ア 社会福祉法第2条第2項第2号に規定する「障害児入所施設（主として重症心身障害児又は肢体不自由児が利用する施設に限る）」を経営する事業

イ 社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「障害児通所支援事業（医療型児童発達支援事業を実施する場合に限る）」を経営する事業

ウ 社会福祉法第2条第2項第3号に規定する「特別養護老人ホーム」を経営する事業

エ 社会福祉法第2条第2項第4号に規定する「障害者支援施設」を経営する事業

オ 社会福祉法第2条第3項第4号の2に規定する「障害福祉サービス事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホーム」を経営する事業

カ 社会福祉法第2条第3項第5号に規定する「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者福祉センター」を経営する事業

#### 社会福祉法

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 略

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

五～七 略

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 略

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助

事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三～四 略

四の二 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六～十三 略

(2) 応募できない者

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者
- イ 尼崎市から入札参加停止措置を受けている者
- ウ 破産手続開始の決定その他法令に基づき清算型倒産の処分を受けた申請法人等
- エ 破産手続開始決定の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てその他これら類する手続等がなされている者
- オ 法人税、消費税、地方消費税、事業所の所在する自治体の市税、水道料金及び下水道料金等を滞納している者（申請法人等に適用）
- カ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）（以下「暴力団等」という。）
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する申請法人等
- ク 選定委員会において指定管理者として選定されてから指定期間が始まるまでの間に辞退を申し出た者又は指定期間開始日から当該指定期間が満了するまでの間に指定処分の取消を受けた者は、その事案が発生した年度及び直近年度に実施される当該施設及び類似施設の公募には応募できないものとする。

※類似施設一覧

レクリエーション・スポーツ施設	青少年体育道場、尼崎城址公園、記念公園、有料公園（立花・小田南・西向島・猪名川・魚つり）、魚釣施設（駐車場含む）、社会体育施設（地区体育館・屋内プール）
基盤施設	尼崎市墓園、弥生ヶ丘斎場、市営住宅、富松住宅、阪神尼崎駅前駐車場、自転車等駐車場
文教施設	女性・勤労婦人センター、地域総合センター（分館含む）、生涯学習プラザ、園田東会館、美方高原自然の家、青少年いこいの家、北図書館
社会福祉施設	総合老人福祉センター、老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者デイ



	サービスセンター、たじかの園、あこや学園、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、すこやかプラザ、尼崎学園、ユース交流センター
--	---

#### 4 申請の手続き

##### (1) 提出書類

申請に当たっては、次の資料を提出すること。

なお、申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しない。また、提出のあった書類は、尼崎市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

- ア 指定管理者指定申請書（暴力団等に該当しない旨等の誓約含む）（様式 1）
- イ 申請理由書（様式 2）
- ウ 社会福祉法人の状況（様式 3）
- エ 事業計画書（様式 4）
- オ 職員採用計画書又は方針書（様式 5）
- カ 令和 6 年度人件費（職員）内訳書（様式 6）
- キ 従業者の勤務体制（様式 7）
- ク 必要な資格を有する職員の資格を証する書類の写し
  - ・医師、看護師及び理学療法士等
- ケ 定款及び登記事項証明書
- コ 役員の名簿及び履歴書\*
- サ 申請法人等の事業計画書及び収支予算書（指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）のもの。）
- シ 申請法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された申請法人等を除く。）
- ス 申請年度における財産目録
- セ 組織及び運営に関する事項を記載した、申請法人等の概要書等の書類
- ソ 指導監査における直近指摘文書（写し）（法人指導監査及び現在経営している事業に係る監査ともに）
- タ 第三者評価結果（写し）※受審している場合
- チ 法人税、消費税及び地方消費税並びに主たる事業所の所在する市町村の市町村税を滞納していないことを証する書類（非課税の場合は、それに代わる書類）
- ツ 主たる事業所の所在する市町村の水道料金及び下水道料金を滞納していないことを証する書類
- テ その他審査に必要な書類

##### (2) 申請書等の提出先

受付期間	令和 5 年 8 月 3 日から令和 5 年 10 月 2 日までの午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時 30 分まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
受付場所	尼崎市福祉局障害福祉政策担当課 (尼崎市役所本庁舎南館 2 階)

提出部数	正本1部 副本10部
------	------------

※ファックス、電子メールによる受付は行わない。

(3) 施設所管課（問い合わせ先）

尼崎市福祉局障害福祉政策担当課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6577 FAX06-6489-6351

メール ama-syougai-kikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

5 説明会及び施設見学会の開催

応募を予定する申請法人等は、応募方法、提出書類などについての説明会及び施設見学会に必ず出席すること。出席に当たっては、事前に4(3)に掲げる施設所管課まで参加申込書を電子メール等で提出のこと。(令和5年8月3日から9月7日まで受付、参加人数は、1申請法人等につき3人まで。)

(1) 開催日時

令和5年9月8日 午前10時から2時間程度

(2) 開催場所

尼崎市立身体障害者デイサービスセンター

6 質問事項の受付及び回答

(1) 質問事項の受付

募集要項等に関する質問については、令和5年9月8日から12日までに質問票を4(3)に掲げる施設所管課に電子メール等で提出のこと。なお、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問事項の回答等

募集要項等に関する質問の回答は、9月19日までに応募者名を伏せて、市ホームページに掲載する。なお、緊急の通知等を行う場合も市ホームページに掲載する。

II 選定方法及び審査基準

1 選定方法

下記の審査基準に基づき、尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション形式）により選定する。

面接審査の実施時期は10月上旬頃を予定しており、日時、場所、出席人数等については、追って通知する。

2 審査基準

選定委員会は、条例第10条（指定管理者の選定）に基づき、次の基準を基調として、別に定める評価項目及び評点に基づき、公平かつ適正に審査する。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。

(2) 本件施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図ら

れるものであること。

ア 事業内容

施設の設置目的と趣旨を十分に理解しているか

利用者等に対するサービスの内容はどうか

イ 事業の具体性

サービスに具体性はあるか（各事業の人員配置は適切か）

ウ サービスの向上

利用者ニーズを把握する体制がとられているか

エ 市内貢献（本市が求める基準（評点等）を満たした場合に審査<sup>※</sup>し、加点する項目）

※①市内に本社等を有する申請法人等又は②市内に支店等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている申請法人等

※事業実施に際し市内在住者の雇用に配慮していること

オ その他

(3) 本件施設の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 運営実績

申請者の実績（類似業務の経験）はどうか

イ 施設管理

組織全体としての管理運営能力はどうか

管理運営の安定性及び信頼性はどうか

ウ このほか、施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

3 選定審査対象除外（失格）

次に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項の内容に違反し、補正に応じないとき。
- (3) 必要な書類が提出期限までに提出されなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

4 選定結果の通知

選定の結果は、応募された申請法人等に文書で通知する。

III 協定の締結

指定管理者として選定された申請法人等は、尼崎市と協議の上、次の協定を締結するものとする。

また、基本協定については、指定の議決を経て市が指定管理者として指定したとき、手続を要することなく本協定として認められるものとし、それまでの間は仮基本協定として取り扱うものとする。

なお、基本協定を締結する際に別途「暴力団排除に関する特約」を締結するものとする。  
(ガイドライン例示参照)

(1) 基本協定

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの管理に関する仮基本協定書（別紙6）

(2) 年度協定

尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの管理に関する年度協定書（ガイドライン添付）

IV 業務の引継ぎ

指定管理者として選定された申請法人等は、尼崎市議会の議決を経て指定管理者に指定され、基本協定を締結した日から令和6年3月31日までの間に、本件施設の管理に関する業務の引継ぎを尼崎市及び現指定管理者と行うものとする。なお、引継ぎに係る費用等は、指定管理者の負担とする。

V 労働関係法令順守報告書の提出

本件施設の指定管理者及び下請負者等（別途、尼崎市公共調達基本条例施行規則に定める業務を受注している業者）は、管理業務を行うに当たり、尼崎市公共調達基本条例に基づき「労働関係法令遵守状況報告書」を提出するとともに、当該報告書を本件施設の事務室等に掲示し、従事する労働者へ明示すること。（VI参考資料「労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文」参照）

VI 業務の調査及び評価、指示

業務の調査及び評価、指示等については、「ガイドライン」及び「手引き」を参照のこと。

VII 参考資料

- 1 尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（別紙1）及び同施行規則（別紙2）
- 2 尼崎市指定管理者制度運用ガイドライン及び年度協定書（例示）（別紙3）
- 3 指定管理施設における業務の評価（モニタリング評価）の手引き（別紙4）
- 4 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター管理業務実施要項（仕様書）（別紙5）
- 5 尼崎市立身体障害者デイサービスセンターの管理に関する仮基本協定書（別紙6）
- 6 指定管理者指定申請書（様式1）
- 7 申請理由書（様式2）
- 8 社会福祉法人の状況（様式3）
- 9 事業計画書（様式4）
- 10 職員採用計画書又は方針書（様式5）
- 11 令和6年度人件費（職員）内訳書（様式6）
- 12 従業者の勤務体制（様式7）
- 13 尼崎市立身体障害者デイサービスセンター指定管理者募集説明会及び見学会参加申込書（様式8）

- 14 質問票（様式9）
- 15 労働関係法令遵守状況報告書の提出についてのお知らせ文
- 16 従前従事労働者の雇用についてのお知らせ文

～お問い合わせ先～

尼崎市福祉局障害福祉政策担当課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6577 FAX06-6489-6351

メール ama-syougai-kikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

## 別表 リスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集時に関するリスク	募集要項（仕様書を含む）の誤りや不備に基づいて必要となった費用及び損害	●	
法令等変更に関するリスク	指定管理者制度に係る法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	●	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少（最低賃金の変動による経費増加を含む）	両者協議	
	消費税の変更に伴う、指定管理料の増減	●	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	●	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		●
利用者及び第三者への賠償リスク	市の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）		●
	上記以外の理由により利用者及び第三者に与えた損害（損害賠償にかかる費用も含む）	両者協議	
管理運営業務の変更・中止等のリスク	市の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害		●
	上記以外の理由による管理業務の変更・中止・延期等に伴う経費の増加、収入の減少、損害（自然災害、大規模な景気変動、第三者の要因等の不可抗力など）	両者協議	
施設等損傷のリスク	経年劣化等で新たに補修や更新が必要な場合の経費	● ※負担する金額による	● ※負担する金額による
	市の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害	●	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により被った施設・設備・備品の損害		●
	上記以外の理由により被った、市が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）	●	
	上記以外の理由により被った当該施設管理業務に資する指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害（自然災害や第三者の要因等の不可抗力）		●
性能のリスク	指定管理者が実施する業務内容が、自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		●
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		●
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の取消しにおける原状回復に係る費用		●